

第1条（目的）

- 紹介プログラム（以下、「パートナープログラム」といいます）は、株式会社リバスタ（以下、「当社」といいます）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき提供する電子マニフェストサービス「e-reverse.com」（以下、「e-reverse.com」といいます）を、申込者が排出事業者に紹介し、その利用を促進することで産業廃棄物管理業務の効率化を推進することを目的とします。
- この規約（以下、「本規約」といいます）には、パートナープログラムの内容及びパートナープログラムの利用にあたり遵守すべき事項等が定められており、申込者はパートナープログラムの利用に際して、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々次に定める意味を有します。

- 「申込者」とは、パートナープログラムの趣旨に賛同し、以下のいずれの要件も満たす者をいいます。
 - 日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、有効に存続している法人、組合、団体等（法人格を問わない）
 - 本申込を適法かつ有効に履行し、パートナープログラムの履行に必要な権限及び権能を有すること
- 「新規顧客」とは、「e-reverse.com」を利用していない排出事業者をいいます。

第3条（申込手続き）

パートナープログラムへの申込み（以下、「本申込」といいます）は、申込者が「紹介プログラム申込書兼規約同意書」（以下、「申込書」といいます）に必要事項を記入、押印のうえ当社に提出（PDF方式による電子メール送付を含む）し、当社が当該申込書を受領し、かつ承認することにより完了します。（承認には最大2週間程度かかる場合があります）

第4条（申込者への連絡）

- 当社から申込者への通知は、本規約に定める他は、以下のいずれかの方法により行います。なお、いずれかの方法により通知した場合、当社が通知を発した時点で申込者に到達したものとみなします。また、複数の手段で通知した場合には、最も早く発した通知を基準とします。
 - 当社ホームページでの掲載
 - 電話
 - 電子メール
 - 郵送
 - ファックス
- 当社は、申込者に対し、前項の方法をもって、当社の事業内容や当社が提供するその他のサービスの案内等の情報提供を行うことがあります。申込者は、当社へ個別に申

し出ることにより、パートナープログラムの利用にあたって必要な情報以外の情報提供を拒むことができます（但し、前項第1号は除きます）。

第5条（パートナープログラムの内容）

1. 申込者が行うパートナープログラムの内容（以下、「パートナー活動」といいます）は、以下のとおりとし、当社と申込者との協議により決定します。
 - (1) 当社の定める顧客条件に合致する企業及びその企業担当者を「e-reverse.com」の新規顧客として当社に紹介し、商談機会を創出すること
 - (2) 紹介対象顧客（見込顧客等を含む）に対して「e-reverse.com」の概要、導入までの流れ等について説明を行うこと
 - (3) その他前各号に付帯関連すること
2. 前項のパートナー活動の内容は、当社と申込者との合意により変更することができます。
3. パートナー活動の履行にあたり必要となる交通費、通信費等（これらに限られない一切の実費）は、すべて申込者の負担とします。
4. 申込者は、当社に対し、本申込前に年間の紹介計画、パートナー活動の担当者及び連絡先、その他当社が求める事項をデータ又は書面にて通知するものとします。
5. 前項における「年間の紹介計画」について、申込者は、プログラムの有効期間内において適宜紹介計画の更新に応じるものとします。

第6条（規約等の変更）

当社は、あらかじめパートナー活動の担当者に対して連絡することにより、次の各号で定める事項を任意に決定、実施することができます。但し、緊急時等、事前の連絡が困難な場合には、実施後速やかに連絡することにより事前の連絡があったものとみなします。

- (1) 本規約（紹介料を含みます）の変更
- (2) パートナープログラムの一時停止、又は廃止
- (3) その他前各号のほか、パートナープログラムにかかる事項

第7条（顧客紹介の確認等）

1. 当社は、申込者より新規顧客の紹介がなされたときは、当該事実の承知後、その顧客紹介を当社が確認したことを通知するメール（以下、「紹介承認メール」といいます）を申込者（パートナー活動の担当者宛メールアドレス又は申込者が指定するメールアドレス宛とし、第2項においても同様とします）へ送信します。但し、紹介承認メールの送信後であっても当社は、申込者より紹介された新規顧客を審査の上、「e-reverse.com」への入会を拒否することがあります。その場合当社は、入会拒否等の理由及び審査基準を申込者及び紹介顧客に対して開示や説明する義務を負わないものとします。
2. 当社は、申込者より紹介された顧客（以下、「紹介顧客」といいます）が、以下の各号の全てを満たした場合、申込者に対して顧客紹介が確定した旨を通知するメール（以

下、「紹介確定メール」といいます)を送信します。当該紹介確定メールの送信をもって、当社から申込者に対する次条に基づく紹介料の支払いが確定するものとします。

- (1) 紹介顧客が、前項に定める紹介承認メールの送信後180日以内に入会すること
(入会済みの排出事業者による支店追加は含みません)
 - (2) 紹介顧客が、入会時に、当社所定の方法によりパートナープログラムに基づく申込者からの紹介による入会である旨を明示すること
 - (3) 紹介顧客が、「e-reverse.com」上で初回現場登録を行い、当該現場登録に係る利用料の支払いを行うこと
3. 当社は、第1項の紹介承認メールを送信していない場合であっても、紹介顧客が前項の各号を満たすことを当社が認めるときは、申込者に対して紹介確定メールを送信します。

第8条(紹介料)

1. 前条の定めにより、当社が紹介確定メールを送信したときは、当社は、紹介料として、紹介顧客1社につき110,000円(税込)を申込者へ支払います。但し、申込者が請求時点において適格請求書発行事業者ではない場合、100,000円(税込)の支払いとさせていただきます。
2. 当社は、当社が紹介確定メールを送信した月の翌々月末日までに、申込者が指定する口座へ振り込むことにより支払います。なお、その際の振込手数料は当社の負担とします。
3. 紹介顧客が本規約に定める条件を満たさなかったことにより、申込者が紹介料の支払いを受けられない場合であっても、当社は一切の責任を負わず、申込者はこれについて一切異議を述べないものとします。

第9条(通知、報告義務)

1. 申込者は、次の事項を行うときは、速やかに当社に通知します。
 - (1) 申込者の住所もしくは本店その他の営業所の所在地、氏名、名称もしくは商号、代表者の変更
 - (2) 申込者の合併、増資、減資、解散、営業の全部又は一部の譲渡又は貸与、行政庁の認可の取り消し、その他、申込者の資産もしくは事業の状態に著しい変動をきたすおそれのある一切の行為
2. 申込者は、当社に対し前項の他、当社が要求する事項を当社の指示により報告します。

第10条(協力義務)

1. 当社は、申込者がパートナー活動の履行にあたり必要となる資料、情報等について、当社が必要と認める範囲で申込者へ無償で提供します。
2. 申込者は、前項により当社より提供を受けた資料等について、本申込が解除されたとき、もしくは終了したとき又はパートナープログラムの利用が終了したときは、すべて当社に返却します。

第 11 条（禁止事項）

申込者は、パートナー活動の履行にあたり、紹介予定である新規顧客を含む第三者に対して、当社の従業員である旨、又は当社の代理人と称してはいけません。

第 12 条（権利義務の譲渡禁止）

申込者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本申込により生じる一切の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならないものとします。

第 13 条（秘密保持）

申込者は、当社がパートナープログラムを実施している事実及びその一切の内容、その他パートナー活動の履行において媒体及び手段の如何を問わず、当社から開示又は提供される一切の有用な情報を善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として保持し、第三者（紹介顧客を除く）に開示、提供、公表又は漏洩せず、また、パートナー活動履行の目的以外に使用、流用できません。

第 14 条（損害賠償）

申込者は、本規約に違反し、又はパートナー活動の履行にあたり、当社又は第三者に損害を与えたときはかかる損害を賠償します。

第 15 条（中途解約）

1. 当社は、第 20 条の有効期間中であっても、申込者に対して 1 ヶ月前に通知することにより、本申込を解約することができるものとし、申込者はかかる解約につき一切異議を申しません。
2. 前項の解約に限り、解約後においても本申込の有効期間内に第 7 条 1 項の紹介承認メールを送信した紹介顧客については、当初の有効期間までは紹介料支払の対象として有効とします。

第 16 条（解除）

1. 申込者が次の各号の一に該当するとき、当社は何らの通知又は催告を要せず、本申込を直ちに解除することができます。
 - (1) 本規約に違背したとき
 - (2) 監督官庁より営業の取消又は停止、認可の取り消し等の処分を受けたとき
 - (3) 会社更生、民事再生、破産などの申立があったとき、もしくは銀行取引停止処分を受けたとき
 - (4) 差押、仮差押、仮処分又は競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき
 - (5) 解散もしくは営業の全部又は一部を第三者に譲渡したとき

- (6) 前各号以外に財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (7) 申込者が当社に重大な危害又は損害をおよぼしたとき
 - (8) 災害その他やむを得ぬ事由により、パートナー活動の履行が困難であると合理的に判断したとき
 - (9) 申込者が当社の信用を著しく毀損したとみなされるとき
 - (10) 反社会的勢力と資本・資金上又は取引上その他何らかの関連があるとみなされたとき
 - (11) 申込者が「e-reverse.com」の会員の場合において、申込者が「e-reverse.com」の会員資格を失効したとき
 - (12) その他上記各号に準ずるとき
2. 前項の解除は、当該解除により当社の被った損害について、申込者に損害賠償の請求をすることを妨げません。なお、申込者は当該解除について一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めません。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、下記の条項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 現在又は将来にわたって、次の各号（以下「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
 - ② 暴力団員でなくなったときから5年を経過していない者
 - ③ 暴力団関係企業、総会屋等
 - ④ 社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団
 - ⑤ その他①～④に準ずる者
 - ⑥ 現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと
 - ⑦ 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ⑧ 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ⑨ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
 - ⑩ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係
 - ⑪ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
 - (2) 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

- (3) 申込者は、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、速やかに捜査機関への通報に協力すること。
 - (4) 申込者は反社会的勢力等との関係性について、相手方から照会を受け、報告・説明及び資料提出等の情報開示を求められた場合には、これに全面的に協力し、速やかに情報開示に応じること。
2. 当社は、申込者が前項第1号乃至第4号のいずれかに反したと認められる場合及びこの表明、保証が虚偽の申告であることが判明した場合は、本申込（本申込に基づく一切の契約関係を含みます）について何らの通知又は催告を要せず、直ちに解除することができます。なお、申込者は解除に対して一切異議を申し立てず、又賠償ないし補償を求めないとともに、これにより生じた一切の損害を賠償するものとします。

第18条（残存条項）

本申込終了後においても引き続き第12条（権利義務の譲渡禁止）、第13条（秘密保持）、第14条（損害賠償）、第16条（解除）第2項、第17条（反社会的勢力の排除）第2項、本条、第19条（紹介料の返金）、第22条（裁判管轄）及び第22条（協議解決）は有効に存続し、申込者はこれらを遵守するものとします。

第19条（紹介料の返金）

- 1. 申込者は次の各号のいずれかに該当するとき、当社に紹介料を返金するものとします。なお、紹介料の返金に係る費用については、申込者の負担とします。
 - (1) 第7条により紹介が確定した新規顧客が、「e-reverse.com」入会後12ヶ月以内に退会した又は当社により退会処分となったとき
 - (2) 申込者が本規約に違反したとき
 - (3) 第16条又は第17条の規定により申込者が本申込を解除されたとき
- 2. 前項1号に該当する場合、申込者は、紹介が確定した当該新規顧客に関して当社が支払った紹介料を当社に対して返金するものとします。
- 3. 前項2号及び3号に該当する場合、申込者は、当社が過去に申込者に対して支払った紹介料の全額を当社に対して返金するものとします。

第20条（有効期間）

本申込の有効期限は、本申込の承認日以後初めて到来する3月末日までとします。但し、当該期間満了の1ヶ月前までに当社又は申込者より解約の申し出がない場合、更に1年間同一条件でこれを延長するものとし、その後も同様とします。

第21条（従前の契約の失効）

申込者は、本申込以前に、新規顧客紹介に係る同様の内容の契約を当社と締結していた場合は、本申込により当該契約は失効することを確認します。

第22条（裁判管轄）

本申込に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（協議解決）

本規約に定めなき事項又は本規約の規定に関して疑義が生じた場合は、信義誠実の原則及び申込者が「e-reverse.com」の会員の場合においては「e-reverse.com」会員規約に則り当社と申込者の協議の上、円満なる解決を図るものとします。